

あいち国際プラザ あいち多文化共生センターについて

1 概要

外国人県民の定住・永住化傾向が進む中、外国人も日本人と共に、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、平成 19 年 4 月に、従来の「相談・情報コーナー」を拡充・発展させる形で「多文化共生センター」を（公財）愛知県国際交流協会内に開設した。

平成 31 年 4 月 1 日からは法務省が進める多文化共生総合相談ワンストップセンターの機能を果たすべく、「あいち多文化共生センター」として発足し、相談対応などを行っている。

あいち多文化共生センターは、市町村や市町国際交流協会、関係行政機関、NPO 等と連携して、多文化共生施策を推進していくための拠点機能を担う。



2 業務内容

(1) 多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援

外国人県民が日本人と同じ制度やサービスを利用でき、本県で安心して暮らすことができるよう、多文化ソーシャルワーカーが日常生活に必要な情報を多言語で提供するとともに、複雑な問題を抱える相談者に対しては、関係する市町村の各種窓口や専門機関と連携しながら、問題解決に向けた自立支援までを継続的に行う。

◇ 相談日時：月曜日～土曜日 10:00～18:00

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始
(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。

◇ 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、
ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、
ミャンマー語、日本語
計 12 言語

(2) 外国人のための無料弁護士相談（予約制）

法的なアドバイスが必要な問題を抱える外国人を対象に、愛知県弁護士会との協働で無料の弁護士相談を実施する。

◇ 日時：第 2 及び第 4 金曜日 13:00～16:00

◇ 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語
ベトナム語
計 6 言語

(3) 外国人のための専門相談（予約制）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、愛知県と連携し、在留資格や労働関係、消費生活関係についての専門相談を実施する。

- ◇ 在留関係： 第3水曜日 13:00～17:00（令和元年11月～）
- ◇ 労働関係： 第2月曜日 13:00～17:00（ ” ” ）
- ◇ 消費生活関係： 第4月曜日 13:00～16:30（令和2年1月～）
- ◇ 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語／タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、日本語 計12言語

(4) 外国人相談担当者向け対応ハンドブックの作成

外国人住民がより充実した行政サービスを受けることができるようにするため、当協会に寄せられた相談事例をもとに、外国人特有の問題やその背景となる各国事情、相談対応のポイント等を含めた相談対応冊子を作成し、市町村・市町国際交流協会、社会福祉関係機関等の相談窓口へ配布する。



結婚・離婚編
(2020年3月発行)



子どもの教育編
(2017年3月発行)



社会福祉編
(2018年2月発行)

(5) 災害時における外国人相談対応訓練の実施

当協会では、災害発生時に愛知県と協働で「災害多言語支援センター」を立ち上げ、市町村等からの依頼に応じて言語的な支援を行うこととしている。

一方、災害発生時には当協会に直接、外国人住民や大使館・領事館等から多数の相談・問合せがあることが予想されることから、当協会の災害発生時の多言語による相談対応のため、語学ボランティアの協力を得た体制づくりに向けた訓練を実施する。

<問合・連絡先>

(公財)愛知県国際交流協会 交流共生課

(あいち多文化共生センター)

TEL : 052-961-7902 FAX : 052-961-8045

E-mail : sodan@aia.pref.aichi.jp